

令和7年度 地域密着型サービス
事業者公募要項

令和7年4月
長崎県松浦市

1. はじめに

松浦市では、令和6年3月に「第9期松浦市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(令和6～8年度)」を策定し、地域密着型サービス事業所を公募することになりました。

本要項は、地域密着型サービス事業所の整備に関して、質の高いサービス体制の確立を目指し、よりよい地域密着型サービスを提供できる事業者を、適正かつ公平に選定するため必要な事項を定めるものです。

施設整備の計画にあたっては、介護保険法その他関係法令および関係通知、その他関係条例並びに本募集要項などを十分に理解・確認するとともに、関係機関と十分に打合せの上ご応募ください。

2. 公募内容について

(1) 公募するサービスの種類および事業所

- ・ 小規模多機能型居宅介護サービス事業所(看護含む) 1箇所

(2) 日常生活圏域 松浦市全域

(3) 整備事業年度

- ・ 原則として、令和7年度に着工・完成し、介護保険法に基づく指定を受けるものとします。

3. 応募者について

(1) 要件

- ①法人であること(個人での応募はできません)。
- ②介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない者であり、関係法令等を遵守していること。
- ③ 事業を継続して実施可能な安定した経営基盤を有し、社会的信用のある経営主体であること。
- ④ 法人の役員等が、松浦市暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員ではないこと。

4. 施設計画について

施設の設計などにあたっては、関係法令等に基づき、十分に検討のうえ適切に計画をしてください。

また、施設整備に際しては、市内建設業者を積極的に採用するなど、松浦市の活性化に努めてください。

(1)整備用地について

- ① 事業所の土地は、原則、自己所有とします。ただし、事業の継続性が十分確保されるよう10年以上の借地権を設定するものであれば、借地でも可とします。
- ② 整備用地には、抵当権、根抵当権等が設定されていないこと、または、解除されることが確実であること。
- ③ 関係法令上支障がなく、施設建設が可能な土地であること。また、応募前に、土砂災害等危険区域については、県北振興局建設部管理課へ確認を行い、埋蔵文化財等の状況については、松浦市教育委員会へ確認をすること。
- ④ 施設利用者や家族、職員等の駐車場や災害時の避難場所等のための十分な広さが確保されていること。

(2)整備施設(建物)について

- ① 事業所の建物は、必ず自己所有とします。
- ② 関係法令上支障が無く、近隣住民の生活環境に配慮する建物であること。
- ③ 地震、風水害等大規模災害時の利用者の安全確保に、十分配慮すること。

5. 資金計画・事業計画について

事業所の整備、事業運営に必要な資金計画・事業計画については、継続して安定した事業が運営できるように計画をしてください。

(1)開設事業費

- ・ 自己資金、寄付金、借入金などにより確保されていることとします。

(2)施設整備に対する補助金

- ・ 地域密着型サービス事業所の施設整備に対する補助金は、国・県の補助金があります。詳しくは「8.質問および回答」の(3)質問書提出方法によりお尋ねください。

※災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンにおける整備は、原則、補助の対象となりません。補助金の交付を希望する場合は、建設予定地が、災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンに位置していないことを十分に御確認ください。

- ・ 国・県の補助金については、別途申請が必要であり、今回の公募による選定が、補助金の交付を確約するものではありません。

- ・ 補助金を活用できる場合、工事着手(入札の公示、入札参加事業者との契約、建築確認申請など)は、補助金の内示後となります。
- ・ その他、補助金を活用した場合は、厚生労働省が定める処分制限期間(例:木造 22年)を経過する前に、事業の廃止、譲渡、抵当権の設定等の財産処分を行うことのないようにしてください。補助金で取得した財産を処分する場合には、国への事前承認と原則補助金の返還が必要となります。

(3) 運営資金

- ・ 介護保険制度における介護報酬の支払いは、概ね3ヶ月程度を要するため、その間の資金や収入の不足分の準備が必要となります。

このため、運営資金として、年間事業費に対する一定額の現金(預金)を確保してください。

6. 地域住民への説明について

地域密着型サービス事業所は、地域に根差し、地域に開かれたものとなることが望まれるため、地域住民の理解および協力が必要不可欠となります。

このため、応募書類提出前に、地域の代表者および隣接する土地の所有者・居住者に説明を行っていただくことが必要ですが、事業所の開設が決定したかのような誤解を招くことのないように、応募中の段階であり、採択されない場合がある旨を必ず説明してください。

(1) 地域の代表者への説明

- ・ 開設予定地の地区長および地区役員、民生委員等の地域の代表者へ説明を行い、地域の実情を十分に把握し、地域の理解や協力が得られる体制を整え、事業所開設および運営を円滑に行えるように準備をしてください。

(2) 隣接する土地の所有者・居住者への説明

- ・ 開設予定地に隣接する土地の所有者および居住者へ説明を行い、事業所開設および運営に理解や協力が得られるようにしてください。

(3) 地域住民への説明会

- ・ 地域の代表者等に説明の結果、応募書類提出前に地域住民への説明会を行う場合は、事業所の開設が決定したかのような誤解を招くことのないように必ず説明してください。

7. 応募方法について

(1) 応募申込書および応募書類について

- ・ 別添【提出書類一覧表】に記載する書類を、松浦市ホームページ(令和7年度 地域密着型サービス事業者の公募)に掲載しています。
- ・ 書類の提出にあたっては、以下のとおり「応募申込書」と「応募書類」に分けて、提出してください。(郵送不可)

(2) 応募申込書の提出について

- ・ 応募申込に必要な書類を提出してください。
- ・ **提出期間は、令和7年4月28日(月)から令和7年5月16日(金)17時まで。**
(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く)
- ・ 提出期限は厳守してください(期限後の受付は行いません)。

(3) 応募書類の提出について

- ・ 応募に必要な全ての書類を提出してください。
- ・ **提出期間は、令和7年4月28日(月)から令和7年5月30日(金)17時まで。**
(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く)
- ・ 提出期限は厳守してください(期限後の受付は行いません)。

(4) 提出先 松浦市すこやか青プラザ1階 長寿介護課 窓口

(5) 提出方法

- ① 応募申込書および応募書類について、それぞれ、正本1部(ファイル綴り)、副本1部(ファイル綴り、正本の写しで可)を、上記(4)まで直接持参すること。
- ② 応募申込書および応募書類について、それぞれ、正本・副本ともに、別添【提出書類一覧表】に記載の書類番号ごとに、仕切紙(白紙の表紙)を付けて、各仕切紙にインデックス(書類番号のみ記入)を付けること。
- ③ 応募申込書および応募書類について、それぞれ、原則A4版としますが、それより大きい書類はA4サイズに織り込むこと。
- ④ 契約関係書類など、原本を保管するものは、応募に際しては写しの提出でも可(ただし、原本証明をすること)。
- ⑤ 持参する際は、あらかじめ以下の担当者に日時の予約をすること。

松浦市役所 長寿介護課 担当 中村、大石

TEL0956-72-1111(内線154)

(6) 注意事項

- ① 応募に必要な書類が不足、不備等がないようにすること(提出期限前であれば、提出後の書類の訂正、差し替えは認めます)。
- ② 必要に応じ、追加書類を提出していただく場合があること。
- ③ 応募に要する書類の作成、提出等の費用は、すべて応募者の負担とすること。
- ④ 提出された応募書類は、一切返却しません。
- ⑤ 応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

8. 質問および回答

(1) 質問の方法等

- ・ 本事業に関する質問は、【様式／質問書】により、以下のとおり受付を行います。記入方法や内容の確認など軽微な質問以外は、電話や窓口での口頭による質問は受け付けません。
- ① 質問書1枚につき1問とし、内容を簡潔・明瞭に記載して提出してください。
- ② 質問は、本事業の応募に関する内容に限ります。質問内容が不適切と判断したものには回答しません。
- ③ 質問は、応募を予定する事業者(設置・運営を希望する事業者の職員)からのものに限ります。応募予定者以外からのものについては、回答しません。

(2) 質問受付期間

- ・ **令和7年4月21日(月)9時から令和7年5月21日(水)17時まで**
(ただし、土曜日、日曜日は除く)

(3) 質問書提出方法

- ・ 必ずEメールで提出してください。なお、Eメールは、開封確認要求を設定し、質問書が届いたことの確認をしてください。

松浦市役所 長寿介護課 担当 中村、大石 宛

Eメール chouju@city.matsuura.lg.jp

(4) 質問に対する回答方法

- ・ 提出された質問については、応募があった全ての事業者にもEメールで回答します。

9. 選定(評価)方法

(1) 設置・運営事業者の選定

- ① 松浦市介護保険施設等事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、応募者から提出された書類による書類審査を行い、その後、事業計画に関するプレゼンテーション、選定委員によるヒアリングを実施します。
- ② プレゼンテーション・ヒアリングの日程は、応募者に事前に通知します。
- ③ プレゼンテーション・ヒアリング後、選定委員会において、選定審査表の評価基準に基づく評価を行い、優先順位を決定します。
- ④ 選定委員会の審査の結果をもとに、松浦市介護保険地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)へ諮り、市長が事業者を決定します。
- ⑤ 1事業者のみの応募であっても、審査の結果、「該当者なし」とする場合があります。
- ⑥ 選定の結果に対する異議の申し立て、質問等は一切受け付けません。

10. 選定結果の通知

選定結果について、令和7年7月下旬を目途に、全ての応募者へ文書で通知します。また、松浦市ホームページ(令和7年度 地域密着型サービス事業者の公募)に、決定した事業者名を公表します。

11. 応募資格、選定の取り消し

次の事項に該当した場合、審査を行うことなく応募事業者を失格とします。また、採択された場合であっても、審査結果を取り消し、応募事業者を失格とします。

- ① 応募書類への虚偽の記載、本募集要項に関する違反行為が判明した場合
- ② 委員会の委員に対し、直接・間接を問わず連絡を求め、または接触をした場合
- ③ その他、市長が不適切と認めた場合

12. 地域密着型サービス事業所の指定について

今回の公募により選定された事業者は、施設整備が完了して、地域密着型サービス事業が開始できる時点で、松浦市に地域密着型サービス事業所の指定申請を行うことになります。指定については、書類審査、現地審査を行った上で、運営委員会に諮り、市長が決定します。